

第25期宝塚市農業委員会

令和7年第1回議事録

(2025年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和7年1月28日

(2025年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第1回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)1月28日(火)14時00分～15時00分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、6番林五郎、7番阪上照一、
8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

逢坂委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

二井推進委員

9. 事務局

事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 議案第57号 | 非農地証明願の件 |
| 2 議案第58号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件 |
| 1 報告第54号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 |
| 2 報告第55号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 |
| 3 報告第56号 | 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件 |
| 4 報告第57号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の
証明の件 |

令和7年第1回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和7年1月28日

開会 午後14時00分

○林会長 それでは、25期の農業委員会、令和7年最初の第1回総会をこれより開催させていただきます。本日は逢坂委員と二井推進委員が欠席でございます。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第1回総会は成立しております。なお議事録署名については1番の船岡委員と2番の福本委員にお願いしたいと思います。それでは総会を始めたいと思いますが、本日、事務局長は欠席で、参事の鈴木参事がお見えいただいております。諸般の報告等をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございます。報告は終わりました。報告の中で何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、それでは議案等に移りたいと思います。議案第57号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 着座にて失礼します。議案書の1ページを御覧ください。議案第57号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。令和7年(2025年)1月28日。宝塚市農業委員会会長林五郎。では、続いて2ページを御覧ください。

1件ございます。願出人が(住所)、(氏名)さん。届出地が安倉南(地番)、地目は畑、地積が633㎡、所有者は願出人である(氏名)さんです。農地でなくなった時期と現況につきましては、25年以上前から雑種地として利用しており、現状も資材置場となっております。証明を必要とする理由は、登記地目変更のためです。その他といたしまして、土地全部事項証明書の添付と国土地理院の2004年地点の地図の添付がございました。位置図につきましては3ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。田中委員。

○田中委員 はい。特に問題はないと思います。

○林会長 はい、特に問題はないということですね。

○田中委員 はい。

○林会長 そうしたら、農業委員、推進委員で、本件に対しまして何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

次に、議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の4ページを御覧ください。議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありまし

たので、御審議願います。では、5ページを御覧ください。全部で2件ございます。

1件目が申請人のうち譲受人が、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さんです。申請地は、川面(地番)、地目は畑、地積が189㎡です。譲受人の耕作面積は現在0㎡で、家族人数、耕作人数は1名でされる予定です。調査書は別紙のとおりで、後ほど読み上げます。権利の種類は、所有権の移転です。では、調査書のほうにいきます。6ページを御覧ください。譲受人は(氏名)さん。譲渡人は(氏名)です。第2項第1号の(全部効率利用)につきましては、譲受人は新規就農者の方ですが、10年以上前から当該申請農地の一部を貸し農園として耕作しております。農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。現在、農機具等の所有はないですが、今後、導入を検討予定としています。自宅と申請地が隣接しており、それもあって今回、譲り受けるということになったようです。(農地所有適格法人以外の法人)第2項第2号につきましては、譲受人は個人ですので、適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではないので適用はございません。(農作業常時従事)第2項第4号につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。従事者は譲受人で、年間従事日数は180日と計画されています。第2項第5号(転貸禁止)については、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸には当たりません。第2項第6号(地域調和)につきましては、申請地は、譲受人の自宅の横に位置し、玉ねぎ・大根を自家消費として生産予定です。譲受人は、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。なお、1月10日に事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員3名、推進委員1名が、譲受人の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図につきましては、8ページを御覧ください。では、続いて2件目にまいります。もう一度5ページを御覧ください。

2件目、申請人のうち、譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さんです。申請地は、上佐曾利字(地番)、地目は田、地積は625㎡です。譲受人の現在耕作面積が4,736㎡で、耕作人数は1名です。調査書は別紙のとおりで、権利の種類は所有権の移転となっております。では、調査書のほうにまいります。7ページを御覧ください。譲受人は(氏名)さん、譲渡人が(氏名)さんです。第2項第1号(全部効率利用)については、譲受人は既に申請農地以外で営農をしていらっしゃいます。保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。田植機1台・トラクター1台を所有しており、今回申請の農地から自宅までは、徒歩1分ほどです。また、第2項第2号(農地所有適格法人以外の法人)につきましては、譲受人は個人のため、適用はございません。第2項第3号(信託)につきましては、信託ではございませんので適用はございません。第2項第4号(農作業常時従事)につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農業従事者は譲受人で、年間従事日数は150日を計画しています。第2項第5号(転貸禁止)については、許可申請に係る農地は所有の農地であり、転貸には当たりません。また第2項第6号(地域調和)につきましては、譲受人の方は申請地の隣接農地を所有しており、申請地も含めて一体的な活用を現在行っています。取得後も従来どおり栽培を継続し、農業の使用についても地域

の防除基準に従うとあるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、1月10日に、事務局2名、農業委員会会長代理、農業委員3名、推進委員1名が譲受人の立会いのもと、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図につきましては、9ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いいたします。1件目の関係、古野委員。

○古野委員 はい。10日の日に現地へ行きました。支障ないと思います。

○林会長 そうですか。2件目、小中委員。

○小中委員 はい。問題ないと思います。既に一区画のうち半分は自己所有で、これを一体的に使うということで、耕作する能力は十分持っております。問題ないと思います。

○林会長 はい。ほかに本件に対しまして、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決したいと思います。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。

続いて、報告事項に移りたいと思います。報告第54号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 はい、それでは、議案書の10ページを御覧ください。

報告第54号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。令和7年(2025年)1月28日、宝塚市農業委員会会長林五郎。議案書11ページを御覧ください。2件ございます。

1件目です。届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地、小林(地番)、地目は田、地積は38㎡。耕作者、(氏名)さん。転用目的、私道敷地。造成期間、令和6年12月25日から30日間。建設期間、令和7年1月20日から90日間。施設の概要、構造がアスファルト敷、面積38㎡。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はないため同意書の添付はございません。全部事項証明書の添付と始末書の添付があります。位置図につきましては、12ページを御覧ください。

2件目につきましては、本日配付させていただいております。別紙のほうを御覧ください。お手元にございますでしょうか。2件目です。届出者が、(住所)、(氏名)さん。届出地が、米谷(地番)、地目が田、地積18㎡、耕作者が(氏名)さん。転用目的が資材置場となっております。施設の概要といたしまして、構造が足場用資材置場(木材)です。仮設トイレ置場、面積が18㎡。水利組合の同意書の添付、隣接農地はないので同意書の添付はございません。全部事項証明書の添付がございます。位置図につきましては、議案書の14ページを御確認ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。農業委員、推進委員の関係もあるわけですが、1件目の関係、平塚委員、何か御意見ございますか。

○平塚委員 ないと思います。というのは、この奥にある13ページの地図の真ん中の奥の家を建て替えるに当たって、ここでいう（地番）の私道が何か法律上幅が狭いということで、30センチほど広げなければいけないという意味での転用なので、全く問題ないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。2件目、古野委員米谷（地番）の関係。

○古野委員 はい。ここは、長くあります。長く荒れ地になっていました。今回、ちゃんとした資材置場とされ、問題ないと思います。

○林会長 はい。ありがとうございます。農業委員、推進委員で、この2件について何か御意見ございますか。

○小中委員 ちょっと参考に教えてほしいのですが、1件目のその他のところに始末書添付と書いてあるのですが、これどのような内容のものなのですか。問題ないと思うけど。

○事務局 そうですね。もともと農地だったのですけれども、もともと現況としては、ずっと私道敷地になってしまっていたということで、無断の転用をしてしまっていたということで、始末書を付けていただいております。

○小中委員 そういう意味ですね。

○事務局 はい。現況としても。

○事務局 今ある道路の部分も、公図上はちょっと農地がかかっている、既に今敷いてある道路のところも一応地目上は農地が一部かかっている、そこを道路にしてしまっていたけれどもっていうことで。

○小中委員 私道認定してあるんやね。

○事務局 私道として、ずっとそこを少し、一部。

○小中委員 現況道路ですね。

○事務局 現況一部だけ道路として使ってしまったということですけど。

○小中委員 はい、分かりました。

○林会長 小中委員、よろしいか。

○小中委員 はい。

○林会長 ほかに何かございますか。特にないようですので、次に移りたいと思います。報告第55号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書16ページを御覧ください。報告第55号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告いたします。

議案書17ページを御覧ください。届出者、譲受人が（住所）、（氏名）さん。譲渡人が（住所）、（氏名）さん。届出地が山本南（地番）、地目田、地積161㎡、耕作者は（氏名）さん。転用目的が、住宅用地のため。造成期間が令和7年4月1日から30日間。建設期間が令和7年5月1日から60日間。施設の概要が構造、木造2階建1戸、面積が延床面積100㎡。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合の同意書の添付がございました。隣接農地はありませんので、同意書の添付はございません。位置図については、18ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。金岡委員。

○金岡委員 周りは、もう宅地になっておりまして、ここ一画だけが農地として相続されておりました。ですので、もうここも宅地にしても何ら問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、本件に対しまして何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第56号 農地法第18条第1項第2号の規定による届出の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 それでは、議案書20ページを御覧ください。報告第56号 農地法第18条第1項第2号規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意による解約があり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告します。

では、議案書21ページを御覧ください。届出者が賃貸人、(住所)、(氏名)さん。賃借人、(住所)、(氏名)さん。届出地が上佐曽利字(地番)ほか3筆です。地目は全て田です。地積が4筆合計で2,000㎡です。合意が成立した日が令和6年12月1日。土地の引渡時期は令和6年12月31日です。離耕補償の条件等はありません。その他といたしまして、賃貸借契約利用権の解除です。賃貸借農地が、上佐曽利字(地番)・田・540㎡(登記542㎡)、上佐曽利字(地番)・田110㎡(登記115㎡)、上佐曽利字(地番)・田・410㎡(登記416㎡)、上佐曽利字(地番)・田・940㎡(登記942㎡)です。位置図につきましては、22ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思いますが、小中委員でございます。ここ、解約されるということですね。

○小中委員 ちょうど10年間たって、私も別の田の農地を買ったりしているので、これもう要らないです。

○林会長 はい、分かりました。本件に対しまして何か、農業委員、推進委員で、御意見ございますか。特にないようですので、次にまた報告事項に移りたいと思います。報告第57号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書の23ページを御覧ください。報告第57号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。それでは、24ページを御覧ください。3件ございます。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和3年12月14日から令和6年12月6日、耕作面積1,256.34㎡。納税猶予農地が、自作地、安倉中(地番)ほか5筆の合計6筆です。面積が自作地、1,256.34㎡、全て自作地となっております。証明年月日、令和6年12月6日。その他といたしまして、願出地が安倉中(地番)・田・10.50㎡(登記面積21㎡)、(地番)・田・79㎡(登記面積158㎡)、(地番)・田・907㎡(登記面積1,814㎡)(水稻)です。(地番)・田・176.25㎡(登記面積402㎡)です。(地番)・田・10.09㎡(登記面積23㎡)(植木)となっております。安倉中(地番)・田・73.5㎡(登記面積147㎡)(水稻)となっております。位置図は25ページを御覧ください。

2件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和3年12月14日から令和6年12月10日。耕作面積が716㎡、納税猶予農地が自作地で安倉南(地番)ほか3筆、合計4筆です。面積が716㎡全て自作地です。証明年月日が令和6年12月10日です。その他といたしまして、願出地が安倉南(地番)・田・239㎡、(地番)・田・155㎡、(地番)・田・69㎡、(地番)・田・253㎡、全て(畑)となっております。位置図につきましては、26ページを御覧ください。

3件目です。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和4年1月19日から令和6年12月16日。耕作面積が594㎡、納税猶予農地が安倉西(地番)ほか1筆、合計2筆です。面積が594㎡、全て自作地です。証明年月日が令和6年12月16日。その他といたしまして、願出地が安倉西(地番)・田・80㎡、(地番)・田・514㎡、(果樹)となっております。位置図につきましては、27ページを御覧ください。以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。推進委員、農業委員で、何か御意見ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案2件、報告4件について、審議等は終了させていただきます。これをもちまして、令和7年第1回の総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6 番（会長） 林 五 郎

1 番 船 岡 知 恵 美

2 番 福 本 充 宏